

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年福津市教育委員会第11回定例会
開 催 日 時	令和6年11月18日(月) 午前 9時30分から 午前10時22分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館2階大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 田中委員、村井委員、森委員 (2) 欠席委員 農崎委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	石津教育部長、吉住教育部理事兼主幹指導主事、吉崎教育総務課長、石井学校教育課長、芹野郷育推進課長、占部文化財課長、鵜口主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、内兼久総務企画係長、古沢主事

会 議	議 題 (内 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 報告第 2 4 号 令和 6 年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 4 報告第 2 5 号 福津市学校給食委員会の答申について ・ 日程第 5 議案第 5 1 号 福津市学校給食費の改定について ・ 日程第 6 議案第 5 2 号 福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 7 議案第 5 3 号 福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 8 議案第 5 4 号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 9 諸報告 ・ 今後のスケジュールについて ・ 日程第 1 0 報告第 2 6 号 令和 6 年福津市議会 1 2 月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 1 1 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定に該当するため。
	傍 聴 者 の 数	4 名
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会 議 録 署 名 委 員	田中委員	
	村井委員	

その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
内兼久係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である田中委員にお願いしたい。 田中委員：本日の会議には、4名の方から傍聴の申出があっている。 福津市教育委員会会議規則第14条では、会議は公開すると規定している。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。 事務局、入室をお願いする。 （傍聴人入室） 会場での傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。 会議の進行の妨げとなるような行為については控えるようお願いする。 また、携帯電話、パーソナルコンピューター等電子機器の電源は切るようお願いする。会議の様子の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退室をお願いすることもあるのでご了承ください。 日程第10、報告第26号、令和6年福津市議会12月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、市議会で審議される前の案件であり、福津市情報公開条例第12条第1号に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開にすることを諮る予定である。 そのため、諸報告を先に行い、その後、報告第26号を審議することとする。この場でお伝えする。 1 日程第1 開会の宣言 田中委員：構成委員4名のうち、ただいまの出席数は3名で、定足数に達し、教育委員会は成立するため、令和6年福津市教育委員会第11回定例会を開催する。 直ちに会議を開く。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。 2 日程第2 会議録署名委員の指名について 田中委員：福津市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、会議録は私田中と村井委員で確認、署名することとする。	

3 日程第3 報告第24号 令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認について

田中委員：事務局に説明を求める。

（石井課長が報告第24号、令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認について、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第24号を採決する。

報告第24号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。よって、日程第3、報告第24号、令和6年度福津市学校運営協議会委員の解任について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

4 日程第4 報告第25号 福津市学校給食委員会の答申について

田中委員：事務局に説明を求める。

（石井課長が報告第25号、福津市学校給食委員会の答申について、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

森委員：説明の中で物価高騰関係の内容は、よく理解できる。その資料も丁寧に9ページ以降に書いてあり、見させていただいた。

その点は理解できるが、近隣の給食費等々についての情報を教えてほしい。どのような状況なのか。

ご承知のように、国全体としては、給食費の無償化ということで公開されており、少子化問題についてということで動いている。ただ、今、いつからするかというのはまだ出ていないが。それが1つと、もう1つは、全国の自治体等々では、3割程度の自治体が、無償化の動きで進めている。よく出てくるのは、東京都。そのようなことも把握しているため、近隣は、どのような状況にあるのかということをお願いしたい。

石井課長：この改定に向けた動きについて、古賀市、宗像市が、近隣の中での比較となってくるかと考える。

古賀市にお尋ねしたところ、古賀市は、現行でも、福津市よりも少し低い単価で運営されているが、実は議会の方で無償化の請願が出たということで、現行で改定をしていくのが、なかなかタイミングとしてやりづらいということであった。ただ、食材費の高騰というのは、古賀市も当然影響を受けており、そのため当面その食材費の差額分は、市の単費で補いながら、現行の価格を維持すると古賀市は考えているということで伺っている。

宗像市について、宗像市も福津市同様に、今年度中に審議会の答申を得て、来年度の値上げに向けて動いているということであったが、その価格は福津市と同じくらいの金額になりそう。ただ、市が補助するかについては、まだはっきりしていないと伺っている。保護者の実質負担が、上がった金額そのままになるのか、それとも一部を市が補填して現状の部分で収まるのか、そのあたりは全く見えていない。あくまで担当の見解だが、感触として、何も補助しないのは、なかなか難しいのかもしれないとのこと。ただ、如何せんまだ審議中であるため、明確な解がないということであった。

よって、福津市並みで、近隣となると少し遠いが太宰府市などは、福津市の今後の改定額、今以上の金額で行っている。太宰府市が唯一、同じようなレベルの比較できるような都市の中で、今回福津市が改定する予定の金額に近いぐらいでやっている。ただ、なかなか福津市レベルの金額にはっきり決まっているという情報がまだ無いため、今のところ明確にはお伝えができないという状況。

森委員：子供たちの健全な心身の育成という視点から考え、また物価高騰であるため上げざるを得ないのかなという状況は、よくわかる。今日聞いたかったことは、今の要するに保護者の負担である。そこを考えたときに、市が補助ということは今出たが、この辺りを僕は知りたかった。私が、知っている中で例えば、子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、ある町では、学校給食費の補助金交付要綱を定めてやっている。その辺りが、何とかならないかと個人的意見としてはある。物価高騰の影響の点は、理解できるので、そこが難しいところかと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので、質疑を終結する。

報告第25号、福津市学校給食委員会の答申については、附属機関への諮問に対する答申であるため報告のみとする。

5 日程第5 議案第51号 福津市学校給食費の改定について

田中委員：事務局に説明を求める。

（石井課長が議案第51号、福津市学校給食費の改定について、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

村井委員：このご時世のため、個人的に我が家も、材料を準備し1食分作るとなると、やはりこれくらい十分にかかる。牛乳が入るため、かなりのものになってくると思う。おそらく栄養士の方々は、ずいぶんと苦労しながら食材を探して、思春期の子供たちが、きちんと栄養を摂れるように準備されていると考える。かかる金額がどうこうということはよくわかる。

しかし、やはり1人2人3人4人と子供がいて、大変な状態になって家庭もどんどん厳しくなってくると思う。先ほど森委員からも言われたが、どうにかして子育て世代に対する補助金などという形で、市として何かしら補助を要望していただく方向へ教育委員会でできないものかと考える。

石井課長：現行の説明になるかもしれないが、現状令和6年度に関しては、先ほど小学校が270円、中学校が330円と申し上げた。その1割ずつ、つまり27円と33円については、国の物価高騰対策補助金が措置されているため、その1割は、市からでるという形に今なっている。令和7年度以降も引き続き、国の物価高騰対策の補助が、措置されるのであれば、同様にと事務局としても考えているが、現行で情報が今まだ国から来ていない。財政部局の方も、そこは注意している。また措置された場合、1割なのかというところは、議論の余地はあるが、もし国の措置があれば、引き続きということも考えてはいる。ただ、現状では改定額のみという形での提示になっている。そういった財源がない中で、市単費のみで国の補助があってもなくても、何かしらの補助をするかどうかというところが、現状ではなかなか事務局としても明確に答えがない状況。

村井委員からは、要望できないのかという聞かれ方であったため、何らかその辺りは、協議できればと考える。しかし、これから令和7年度の当初予算の協議等をしていく中で、そういった要望が、うまく通るかどうかは、要望というのはできるかもしれないが、現行のこの会議の場で、要望するというのが、どのような方法になるのか手続きが見えていないところがあり、はっきり言い切れないというのが正直なところである。

田中委員：確認だが、現行270円でその内の27円補助ということは、実質27円はその270円の上乗せなのか。実質かかっているのは、297円か。

石津部長：270円の場合、270円を保護者からいただく。さらに27円を市から上乗せするため、給食費は297円前後で供給されている。中学校については、330円であるため33円上乗せして363円前後で一食を計算して提供していただいている。

森委員：先ほどの質疑を受け、もう上げざるを得ないことは理解できる。ただし、もう1つどうしても考えなければいけないのが、各家庭の負担である。経済的負担、この点は、ないがしろにできないと考える。国からの補助は確定していないため何とも言えないが、こちらの要望として、市の方にぜひ、結論はわからないけれども要望としてはぜひ出していただきたい。先ほど言ったように他のところでも、補助金交付要綱などを定めてやっているところもゼロではないわけであるため、努力をしていただきたい。そして差し引きで少しでも下がると、負担も軽減できるかと考えるため、ぜひお願いしたい。

石井課長：要望していきたいと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第５１号を採決する。

先ほど委員さんが言われたように、保護者負担の軽減を図るような要望を市当局へ求めてほしいということを踏まえて採決をとる。

議案第５１号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。よって、日程第５、議案第５１号、福津市学校給食費の改定については、原案のとおり可決された。

６ 日程第６ 議案第５２号 福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

（石井課長が議案第５２号、福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第５２号を採決する。

議案第５２号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。よって、日程第６、議案第５２号、福津市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに幼稚園の園医及び園歯科医の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

７ 日程第７ 議案第５３号 福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

（芹野課長が議案第５３号、福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第５３号を採決する。

議案第５３号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第7、議案第53号、福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

8 日程第8 議案第54号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第54号、福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明)

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第54号を採決する。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第8、議案第54号、福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

9 日程第9 諸報告

田中委員：今後のスケジュールについて。

(内兼久係長が今後のスケジュールについて、会議資料を用いて説明)

10 日程第10 報告第26号 令和6年福津市議会12月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

田中委員：日程第10、報告第26号、令和6年福津市議会12月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、市議会で審議される前の案件であり、福津市情報公開条例第12条第1号に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開にすることを発議する。

審議を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

この案件については審議を公開しないことに決定する。

これ以降の報告事項は非公開となる。

非公開報告事項の後にそのまま閉会するため、誠に恐れ入りますが、傍聴の方はここまでで、退出をお願いする。

(傍聴人退出)

【時限非公開部分ここから】

令和6年福津市議会12月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

田中委員：事務局に説明を求める。

（石津部長が報告第26号、令和6年福津市議会12月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について、会議資料を用いて説明）

（各課から内容について、別紙を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

森委員：14ページ、南小学校の整備改修事業費というのは、具体的にどのようなことか。

吉崎課長：これは、地方債、市が借金する部分の歳入の補正である。現在までこれについては、市の単独費用として計上していたが、ある一定額がままとすると普通交付税措置、借金ができる。その辺を財政部局と県で調整していただき、この部分が充てられるということで新たに財源を振り替えたのが、この福間南小学校の整備改修事業費と神興東小学校の整備改修事業費となる。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第26号を採決する。

報告第26号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。よって、日程第10、報告第26号、令和6年福津市議会12月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

【時限非公開部分ここまで】

11 日程第11 閉会宣言

田中委員：以上で本日予定していた議事日程は全て終了した。

これで令和6年福津市教育委員会第11回定例会を閉会する。